



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長
コラム

経営を構成する8要素の第2 営業地域対策

自社の販売する製品（商品、サービス）の内容が決まったら、それをどの地域に販売するのか、またどの地域に重点を置くのか、焦点を決める必要があります。

何を販売するにも、市場が都市型か郡部型か、小売り型か卸売り型か、通販型か店舗展開型かなどによって、顧客に対する営業活動や販売コストに影響が及びますし、自社の製品（商品、サービス）の強み、弱みや市場状況、特に同業他社、関連業界の動向等も十分調査したり、情報入手ルートを充実させて対象市場地域を定めることが、戦力的にも弱者の戦略しか取れない中小企業にとっては、最重要の要素であることは間違いありません。

この考え方から、商圈を半径〇〇キロに設定して顧客を特定したリフォーム業、カルチャースクール、給食宅配業、高齢者向けサービス提供業から、物件を半径1キロ内の不動産に特定した福岡市の『福一不動産』や、配達範囲を半径500メートルに絞った牛乳配達で九州NO.1になった『熊本西村宅配センター』などの成功例は枚挙にいとまがないのです。そしてこれらの戦略を取った成功例はすべて「コロンブスの卵」となっています。

経営を構成する8要素の第3 業界・ルート・客層対策

自社の顧客をどの業界に、どういうルートに求めるか、どんな客層とするのかを決めてかかることも必須で、これを細部具体的に絞らねば、後の営業活動の具体策と結果に大きな影響を与えることになります。

例えば、販売ルートが学校関係、各業界ルートや官庁関係とか自治会ルートとか、あるいはスーパー、百貨店、高級店、コンビニルートなのか、また対象顧客が子供、大人であっても男か女か、乳児か幼児か、小学生か中学生か、購入決定権者が誰なのか、などと自社の顧客となるべき人間の態様が様々に変化の中で、どの地点どの位置でどんな形で顧客となって頂くのかは千変万化するのであり、要するに何がなんでもファンとして定着して貰えるものに仕上げられたら最高となります。

東京町田市は家電量販店の激戦区の中にあって、「でんかのヤマグチはトンデ行きます」とスローガンを掲げ、高齢者からの電話で蛍光灯1本でも取り換えに走り、冷蔵庫の調子が悪いと言われれば氷を持って走り、顧客が旅行に行くときは留守宅のペットの世話を引き受けて顧客層を積み上げ、他の量販店よりも10%以上の多い粗利益を挙げているというのは余りにも有名な話です。

自社の顧客をどの業界か、どういうルートに求めるか、どんな客層とするのかを決めることも大事ですが、顧客が何を望んでいるかに応えていくためにどうすればよいのかを実践した好事例で同社のホームページを開くとさまざまな教訓を見出すことができます。



独断と偏見による

平成25年分

確定申告特集

P2

所得税の確定申告で誤りが多いランキング!

第1位 一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要があるか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認してください。

第2位 医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費の額から差し引きます。

第3位 副収入の申告漏れ

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得についても合わせて申告する必要があります。また、金の売却収入や外国為替証拠金(FX)取引なども申告漏れが増えています。

第4位 配偶者控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は「配偶者特別控除」を受けることができません。

また、配偶者控除を受ける方(配偶者の合計所得金額が38万円以下の方)は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

第5位 地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等を除きます。)

第6位 寡婦控除・寡夫控除の適用漏れ

寡婦、寡夫に該当する方は「寡婦控除」、「寡夫控除」が受けられます。

番外編 国外所得の申告漏れ

居住者(非永住者以外の者)は、海外で得た所得(例えば、国外で支払われる預金等の利子や、国外にある不動産の貸付・譲渡による収益、国外の法人等に対する出資に係る収益など)を合わせて申告する必要があります(外国の税務当局に申告した所得も申告が必要となります。)

また、その年12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方には、国外財産調書の提出が義務付けられましたので併せてご注意ください。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



P3

税制
改正

印紙税の非課税範囲が拡大されます！

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

なお、印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

また、領収書等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。



情報

子どもが主役の繁盛店



兵庫県三田市にある「小山ロール」でおなじみの人気洋菓子店のオーナーシェフ小山進さんが、小学校6年生以下の子どもしか入店出来ない洋菓子店「未来製作所」を平成25年12月7日にオープンさせました。子どもしか入れないお店・・・世間では大人にならないと入れないお店はありますが、なんてユニークなんでしょう。

抜粋した記事によると、「未来製作所」の入り口には「大人進入禁止」の表示があり、扉の高さは105センチ、幅60センチという子どもサイズ。

店内の詳細は、付き添いのご両親も取材の記者も入れないため不明ですが、パティシエが子供たちの目の前で焼き菓子を3種類作り、各150円で販売しているそうです。

中に入れられない大人は、子どもが出てきてくれるまで待つという忍耐力が試されるお店ではありますが、一人での買い物が体験できたり、プロの技を間近で見られたり、感性も磨けそうなお店です。

小さなお子様・お孫様がいらっしゃる方は、彼らの成長のため、ご自身の忍耐力強化のため、一度訪れてみてはいかがでしょうか？

(記事担当：友井 ※日本経済新聞 電子版 2014・1・12記事より)

※今後ハクシヨウレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX